

北播磨総合医療センター企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

〔平成25年2月18日〕  
条例第4号

改正 平成25年9月26日 条例第14号  
令和元年9月3日 条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手續)

第2条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6月以下の期間において、給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1以下を減ずるものとする。

(停職の効果)

第4条 停職は、1日以上6月以下の期間とする。

2 停職者は、その職を保有するが職務に従事しない。

3 停職者は、停職の期間中いかなる給与も支給されない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成25年9月30日において三木市民病院又は小野市民病院に勤務していた職員で引き続きこの条例の適用を受けることとなったもののうち、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和29年三木市条例第22号）又は小野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和31年小野市条例第2号）の規定により処分を受けた職員については、この条例の規定により処分を受けたものとみなす。

附 則（平成25年9月26日条例第14号）  
この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（令和元年9月3日条例第1号）  
この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条、第5条及び  
第7条の規定は、令和元年12月14日から施行する。